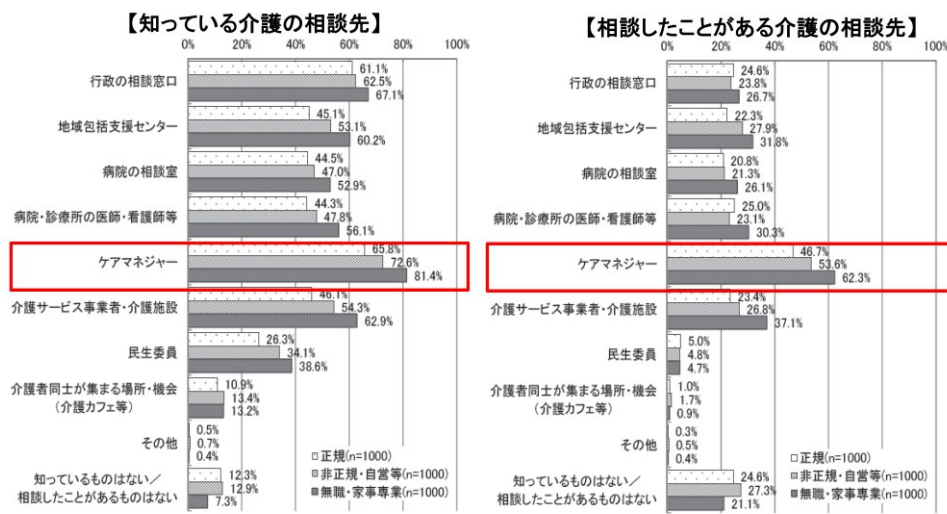


就業者が知っている・相談したことがある介護の相談先が示唆する介護支援専門員への期待とロボット

就業者等が知っている・相談したことがある介護の相談先

- 知っている介護の相談先として、「ケアマネジャー」と回答する者が最も多かった。
- 相談したことがある介護の相談先も同様に、「ケアマネジャー」と回答する者が最も多かった。



※就業者(正規・非正規・自営等)、無職・家業専業(介護離職者含む)を対象としたインターネットアンケート。
(親や祖父母等の家族介護を担当している就業者・非就業者、及び家族介護を担当した経験のある就業者・非就業者)。

出典：厚生労働省「介護離職防止のための地域モデルを踏まえた支援手法の整備報告書(平成29年度調査)」

出典：厚生労働省社会保障審議会介護保険部会(第90回)参考資料1-4
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000598363.pdf>)

介護保険制度は3年間で1期として介護保険事業計画が策定され、介護報酬は同時に見直される。前回の介護報酬改定は期中ではあったものの消費税の増税に合わせ介護報酬本体、食費・居住費などが引き上げられた。併せて介護職員の人材不足への対応として処遇改善加算は充実されたが、小規模な変更となっていた。現在の介護報酬の骨格は2018年に改定された介護報酬が基本となっている。この時の改定では、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止、③多様な人材確保と生産性の向上、④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保がテーマとなり、改定率は+0.54%であった。

上記図は2020(令和2年)2月21日に開催された第90回社会保障審議会介護保険部会で示された就業者等が知っている・相談したことがある介護の相談先(厚生労働省「介護離職防止のための地域モデルを踏まえた支援手法の整備報告書(平成29年度調査)」)である。次期改定に向けた介護支援専門員の現状と課題の整理が行われ、介護に関する相談先として、相談したことがある相談先では就業者でも45%

以上の人が相談したことがあると答え、ケアマネージャーが重要な役割を果たしていることが確認された。介護支援専門員は介護保険において、重要な役割を果たしている。

介護支援専門員は介護系資格の最上位とされ、高齢者介護に関する知識及び技術が十分に備わったうえで、要介護者の状態を把握し、介護計画を立案、関係諸機関との調整を行う。したがって、介護支援専門員は高齢者の生活を正確に把握する必要があり、客観的に分析するためのツール(アセスメントシート)も開発されてきた。しかし、その人らしい生活を支援するには、現在の要介護者の状態だけではなく、その人がどのような生活を送ってきたのか、何を大切にしてきたのかなど生活文脈を把握する必要がある。生活機能を把握するアセスメントシートと必要なケアに関する研究は盛んに実施されてきており、最近ではA Iでケアプランを立案することも試行されている。一方でその人の価値観や生活文脈は介護支援専門員の技量によるところが大きい。

介護支援専門員は公平性、中立性が求められている。特別の事情がない限り、特定の事業所にサービスが集中しないような仕組みとなっている。しかし、要介護高齢者にとって真の公平なケアプランはその人の人生文脈から推測されるその人らしい高齢期の生活を実現することではないだろうか。介護支援専門員にとって疾患と障害予測、生活機能の把握は重要であることに変わりはない。そのうえで、その人の生活文脈を把握する力が必要になる。そして、その人の生活文脈を活かした、質の高い生活を実現する計画を立てても、それを実現するサービス事業者が必要になる。生活機能に加え生活文脈に配慮したケアを提供する事業所を探し出し、もしくは事業所を育て、連携するためには多大な労力を必要とする。

介護支援専門員は生活機能、生活文脈の把握と分析、そして生活文脈を大切にできるサービスを提供する事業者との連携が求められる。この時、ケアプランを立案するA Iロボットは介護支援専門員にとって大きな意味を持つのではないだろうか。把握した生活機能から基本的なケアプランをロボットに提案させることで業務を軽減し、介護支援専門員はその人らしさを実現できるようアレンジすることに時間を割くことができる。さらにアレンジされたケアプランをロボットは各事業所が連携しやすいように連絡する。この時、特定の事業所に偏って連絡されるのであれば、その事業所のサービスの質が高く、要介護者にとって公平な生活が担保される。これからは、介護支援専門員はロボットと二人三脚でその人の生活文脈に沿ったケアプランを立案し実現するようになるだろう。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。